

実施項目	(2)義務付け・枠付けの見直しに基づく地域の 実情に沿った特色あるルールづくり	担当部課 (室)名	総務部経営企画・協働推進室 総務部総務課		
<p>1. これまでの取組状況および課題</p> <p>一括法案の状況を注視しつつ、見直しが行われる条項・事務について、県の実情を考慮するとともに滋賀県独自のルールづくりに向けた見直しが必要となる。また、独自のルールづくりにおいては、一層の県民等に対する説明責任が求められる。</p>					
<p>2. 計画期間中における取組</p>					
<p>(1) 基本的な考え方</p> <p>地域主権改革に基づき、法律による義務づけ・枠付けの見直しが行われることから、県の実情に照らし、必要な行政課題に的確に対応した条例や施策の検討を行う。</p>					
<p>(2) 具体的な取組</p> <p>ア 滋賀らしさのある条例づくりの検討</p> <p>地域主権戦略大綱を踏まえ、平成23年通常国会に提出予定となっている一括法案等の成立を見据え、関係各課において県民ニーズに応じた特色ある条例の整備に向けた検討を行う。これまで国の省令等で定められていた基準等を条例で定めるにあたり、現場のニーズ、課題等を確実に条例に反映させることができるよう、事業所管課、法務部門が一層の連携のもと条例制定・改正の検討に取り組む。</p> <p>イ 県に条例委任された基準等の公表</p> <p>一括法案を受けて制定・改正する県の条例については、原則として県民政策コメントを実施し、県民等の意見等を募集するとともに、設定した基準等の考え方について、県民にわかりやすく発信する。</p>					
<p>(3) 平成27年度以降の取組の方向</p> <p>県に条例委任された基準等については必要に応じて見直しを行っていく。また、一括法案以降に新たに条例に委任される基準等についても県民ニーズに応じた特色ある条例の整備に向けた検討を継続して行っていく。</p>					
<p>3. 具体的な取組項目のスケジュール</p>					
具体的取組項目	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	
ア 滋賀らしさのある条例づくりの検討	一括法案成立後、関係する条例について、順次制定・改正を実施				→
イ 県に条例委任された基準等の公表	取組方針を庁内へ通知・実施				→